基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けてのシステムづくりと意識改革

重点プラン１　男女共同参画意識づくりの推進、生涯学習の推進

現状・課題

男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを行ってきましたが、社会全体が変化するまでには至っていません。

意識調査では、社会のあらゆる分野で男性が優遇されていると感じている人の割合は依然高く、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」が 76.3%、「政治の場」が 73.2%、「男性の方が優遇されている」と回答しており、不平等感が高くなっています。

ただ、「男は仕事、女は家庭」という考え方に、同感しない市民の割合が 56.9%となり、令和２年度までの目標指標 50.0%を達成していることから、固定的な性別役割分担意識は解消されつつあるといえます。しかし、長年にわたり人々に形成されたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）がまだまだ存在する中で、社会制度や慣行の見直しにつながる取り組みを幅広い年齢層に広げていくことが求められます。

行政の役割

事業		事業内容	担当課	令和１２年度までの方向性
施策１　性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し				
１	男女共同参画意識調査	男女共同参画社会の実現に向けて、その浸透の確認、分析・把握するため、市民意識調査を実施し、調査結果の公表を行います。（令和6年度、令和11年度）	人権啓発課	継続
施策２　制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供				
２	市広報媒体を通じた啓発・情報提供	男女共同参画にかかる啓発事業等について、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等において特集記事、イベント告知記事等を掲載します。	秘書広報課	継続
３	情報紙「ゆう・あいネット」の発行	市民公募の編集委員と協力し、わかりやすく、親しみやすい情報紙を作成します。市ホームページやＳＮＳへの掲載等、さまざまな媒体により、市民に男女共同参画に関する情報を提供します。	人権啓発課	継続
４	関連図書・資料の収集と提供	男女共同参画のテーマの図書展示及び目録作成を行い、図書館内で配布します。また、男女共同参画などに関した最新の本を市民に提供するために収集します。	図書館	継続
５	啓発ビデオの貸出、情報提供	人権教育教材の貸出等を通じて、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力が十分発揮でき、多様な生き方ができる社会を目指して、人権意識の向上に努めます。	社会教育課	継続
施策３　男女共同参画による行政運営のための職員の意識改革				
６	市職員の研修の充実	人権研修の中で男女共同参画にかかる研修を実施します。	人事課	継続
施策４　男女共同参画社会づくりに向けた生涯学習の推進				
７	ゆう・あいセミナーの開催	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催します。	人権啓発課	継続

事業		事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
８	生涯学習ゆう・あい賞顕彰制度の実施	一人ひとりが互いに認め合い尊重し合う生涯学習のまちづくりを進め、男女共同参画社会の発展に大きく寄与している個人または団体を表彰します。	市民力推進課	継続
９	人権教育講座の開催	男女が性別にかかわりなく、誰もが自分らしく生きられる男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催し、自分自身の生活と関わった「気づき」と「行動」につながるような講座を開催します。	社会教育課	継続
１０	出会い・発見・共生　人権を考える亀岡市女性集会の開催	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など様々な人権問題への理解と認識を深め、「人権尊重」のまちづくりを目指す集会を開催します。	社会教育課	継続
施策５　男女共同参画社会の視点に立った市の刊行物発行の推進				
１２	市の広報媒体におけるジェンダーに敏感な視点での情報発信	本市の広報媒体で発信する内容がジェンダーに敏感な視点に立ったものであるようにします。	秘書広報課	継続
１３	ジェンダーに敏感な視点による市の公文書の点検	公文書作成において、ジェンダーに敏感な視点で適切な表現に努めるため、文書取扱主任会議を通じて職員への周知を図ります。	総務課	継続
施策６　リテラシーの育成				
１４	法令等の理解促進（リーガルリテラシー※）	男女共同参画に関連の深い法律等について、市ホームページや情報紙への掲載、関連セミナーの開催等において、市民の意識啓発及び理解の促進を図ります。	人権啓発課	継続
１５	メディアを主体的に読み解く力（メディア・リテラシー※）に関する学習事業	メディアが発信する情報を男女共同参画の視点で読み解き、能動的にメディアと関わる能力の育成のため、その学習機会の提供と情報提供を行います。	人権啓発課	継続

新規：新たに取り組む事業
充実：以前から実施している事業で、拡充するもの
継続：以前から実施している事業で、引き続き事業を継続するもの

※**リーガルリテラシー**：法律や条例、条約などの法的知識を習得し、理解し、主体的に活用することができる力のこと。

重点プラン２　子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

現状・課題

誰もが性別にとらわれず、互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画意識を育てていくことが重要です。

子どもたちが、多様な職業があるなかで性別によって偏った固定的な考え方にとらわれず、主体的に将来の職業を選択できることが重要です。また、性別によって将来の職業の幅を狭めることがないような学習機会も必要です。

今後も引き続き男女共同参画についての理解を促進し、次世代を担う子どもたちが主体的で多様な生き方を選択できるよう、学校・地域・家庭において、相互の連携を図りつつ推進することが必要です。

図　学校教育の場における平等感

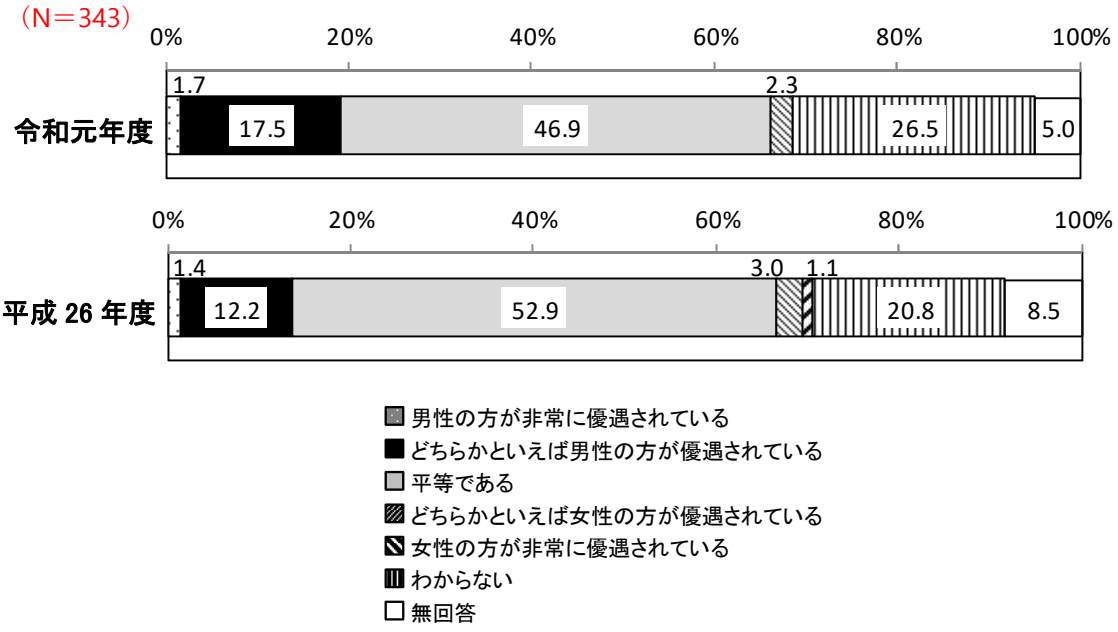

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

目　標　指　標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和１２年度
企業における人権講座開催回数（再掲）【商工観光課、人権啓発課】	年1回	年1回以上
ポジティブ・アクションに向けたチラシ配布回数（再掲）【商工観光課、人権啓発課】	年1回	年1回以上
~~庁内男性職員の育児休業取得率【人事課】~~	~~4.3%~~	~~5.0%以上~~
~~庁内年次有給休暇の取得日数【人事課】~~	~~８日~~	~~１０日~~
ふるさと料理塾開催回数【農林振興課】	年３回	年５回
エンパワーメントセミナー・スキルアップセミナーの開催回数【人権啓発課】	―	年2回以上

重点プラン５　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり

現状・課題

男女共同参画の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会を目指すことです。そのためにも、男性が積極的に働き方の見直しを進めるとともに、家事や育児、介護等のいわゆる「ケア労働」や地域活動等へより参画していくことが重要です。

意識調査では、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が 45.5%と最も多く、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が 42.9%、「労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること」が 36.7%となっています。

~~男性の家事・育児・介護等への積極的な参画は、職場以外にも活躍の場をつくることとなり、人生の選択の幅をひろげることになります。~~

長時間労働の削減など男性中心型の労働慣行の変革や仕事と家庭の両立支援制度の充実等の職場環境整備を促すとともに、一人ひとりの意識や行動の変化が必要です。

表　男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なこと

単位：%

	男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること	社会のなかで、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること	労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること	男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
全　体（N = 343）	31.5	7.9	45.5	26.5	26.5	36.7	10.5
女　性（N = 195）	35.9	8.7	43.6	30.3	26.7	34.4	13.3
男　性（N = 145）	26.2	6.9	48.3	21.4	26.2	40.7	6.2

個人や家庭の役割

- 家庭での固定的な性別役割分担を見直しましょう。
- 男女がともに負担なく仕事と生活の調和がとれる働き方について考えましょう。
- 性別にかかわらず家族が協力して、家事や育児、介護を行いましょう。
- 男女がともに、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょう。

地域・職場の役割

【地域】
- 地域社会全体でワーク・ライフ・バランスに対する意識改革をしましょう。

【事業者】
- ワーク・ライフ・バランスが企業の生産性や経済の活性化に有効なものであることを理解し、尊重しましょう。

目　標　指　標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和１２年度
企業を対象としたイクボス講座の開催回数【人権啓発課】	―	年1回以上
家庭生活において男女が平等であるという意識【人権啓発課】	31.8%	40.0%
「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合（再掲）【人権啓発課】	56.9%	60.0%
~~庁内男性職員の育児休業取得率（再掲）【人事課】~~	~~4.3%~~	~~5.0%以上~~
~~庁内年次有給休暇の取得日数（再掲）【人事課】~~	~~８日~~	~~１０日~~
親子活動の場の提供【市民力推進課】	年30回 参加者数 846人	年20回 参加者数 1,000人

重点プラン８　貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人々への支援

現状・課題

ひとり親家庭、単身高齢者、障がいのある人等が、生活上の困難に陥りやすい状況にある中で、セーフティーネットの機能として、多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなる取り組みが重要です。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に複合的な困難を抱えることがあります。

このため、男女共同参画の正しい知識と理解を広め、誰もが安心して暮らせるように、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

方向性

誰もが生きがいや役割を持ち、お互いに助い合いながら生きていく地域共生社会の実現に向けて、関連する部署で連携し、多面的な支援を行います。

行政の役割

事業		事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策27　社会的に不利な状況にある人々への支援				
1	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、日常生活を支援する各種制度の周知や、就労支援・経済的支援等に向けた事業を行います。	子育て支援課	継続
2	単身高齢者や高齢世帯への支援	単身高齢者や高齢者世帯の日常生活を支援するための事業や社会的孤立のない環境づくりを行います。	高齢福祉課	新規
3	高齢者への相談事業	身近な相談窓口である地域包括支援センターによる相談支援体制の充実を図ります。	高齢福祉課	新規

事業		事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
4	障がいのある人への支援	障がいのある人の自立と生活の安定のため、日常生活や社会参加を支援する事業を行います。	障がい福祉課	継続
5	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた相談対応・助言を行います。	子育て支援課	継続
6	障がいのある人への相談事業	障がいのある人の特性に応じた相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課	継続
7	家庭児童相談	家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、子どもや家庭における子育て等の問題や悩みについて、相談対応・助言を行います。	子育て支援課	継続

個人や家庭の役割

・多様な人が、安心して暮らせるように、一人ひとりが自分で考え判断して行動しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

・困難を抱える人が地域で孤立しないよう、多様な人が発言できる運営方法を検討するとともに、地域において可能なサポートを行いましょう。

【職場】

・多様な考え方を取り入れることによって事業が発展することを理解し、多様な人材を組織に迎え入れましょう。

事業		事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
2	妊娠期の支援	男女がともに妊娠・出産・子育てにかかわれるよう、父母ともに参加でき、体験や交流等を取り入れた教室を行います。	子育て支援課	継続
3	生涯スポーツ社会の推進と充実	○~~幼児期・~~児童期の子どもに対し、色々な種目のスポーツに親しめる機会を提供します。 ○青年期以降の全ての市民に対し、自主的なスポーツライフの実現に向けたサポートを推進します。 ○障がい者、高齢者に対し、スポーツプログラムに取り組む機会を提供します。 ○市内のスポーツ施設を整備・拡充し、スポーツ環境の質を高めます。	生涯スポーツ課	継続
施策29　女性の健康を脅かす問題についての対策の推進				
4	心身の健康と安全に関わる教育の充実（再掲）	学校教育の中で発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やＨＩＶ／エイズ、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行います。 また、健康な身体づくりを支援できる取り組みを進めます。 さらに、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育の推進に努めます。 ○発達段階に応じた喫煙・薬物乱用防止及び性教育等の実施 ○収穫や料理など体験を通じた食育の普及啓発	学校教育課	継続
5	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する学習機会の提供	男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の認識を深める学習機会の提供や情報紙や市ホームページへの掲載などによる情報提供に努めます。	人権啓発課	継続

行政の役割

事業		事業内容	担当課	令和１２年度までの方向性
施策３１　国際交流事業における男女共同参画の推進				
１	国際交流事業における男女共同参画の推進	文化や生活様式、風土等との違いを超えた国際理解や多文化共生社会の実現に向け、世界各国の文化や歴史、言語、風土、生活様式を紹介する事業を行います。	文化国際課	継続
２	外国人※住民への支援の充実	在住外国人の支援を担うかめおか多文化共生センターを拠点として、相談業務や言語サポーターの登録を行い、外国人住民への支援体制を充実させます。	文化国際課	新規

個人や家庭の役割

・世界の動きに目を向け、国際的な視野を養いましょう。

地域・職場の役割

【地域】

・国籍や性別にかかわらず、交流する機会を持ちましょう。

【職場】

・国籍や性別にかかわらず、お互いを理解し、働きやすい職場づくりに努めましょう。

目　標　指　標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和１２年度
国際交流事業における男女共同参画に関するチラシ等の配布回数【文化国際課】	―	年1回以上
~~外国人生活相談窓口の実施【文化国際課】~~	~~―~~	~~週42時間~~

※**外国人**：多文化共生施策においては、外国籍を有する人、また、日本国籍であっても外国にルーツをもつ人を指す。

事業		事業内容	担当課	令和１２年度までの方向性
施策３３　配偶者等からの暴力への対策の推進				
３	緊急時の対応マニュアルの整備	被害者からの相談や関係機関からの通報による緊急時に、即時に対応できるよう、対応マニュアルの整備を行います。	人権啓発課	充実
４	被害者の自立に向けた支援	児童とその児童を養育する女性の保護が必要な場合に、母子生活支援施設への入所により、母子の保護と自立を支援します。	子育て支援課	新規
５	被害者情報の保護	各種手続きを行う窓口等において、被害者等やその関係者の情報の漏えいを防ぐため、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧制限等、被害者の情報を保護し、安全を確保する取り組みを行います。	市民課	新規
６	ＤＶ被害者等の市営住宅への入居	市営住宅の入居募集時、ＤＶ被害者世帯を対象に含む優先世帯向け募集を行います。 また、空き部屋があり且つ緊急性の高いケースにおいて、ＤＶ被害者の市営住宅への期限付き入居を承認（地方自治法及び亀岡市財務規則における行政財産の目的外使用）し、ＤＶ被害者の生活の安定と自立の支援を行います。	建築住宅課	継続
７	児童虐待への適切な対応	児童虐待の未然防止や早期発見に取り組み、子どもの安全確保の対応や被虐待児童の自立支援や家庭支援等を、関係機関との緊密な連携のもと、迅速・的確に行います。	子育て支援課	継続

個人や家庭の役割

- 暴力は犯罪ともなる重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さない意識を持ちましょう。
- ＤＶに対して、正しい知識を持ちましょう。
- 男女共同参画意識を高め、男女間の対等な関係をつくりましょう。